

## 議案第 77 号

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 109 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市立体育施設の使用料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(施設)</p> <p>第4条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取手市立取手グリーンスポーツセンター</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取手市立藤代スポーツセンター</td> <td>総合体育館 野球場 テニスコート 多目的グラウンド <u>クレー広場</u> <u>ピクニック広場</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取手市立高須体育館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</u>の使用料(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。</p> <p>(1) <u>取手市立取手グリーンスポーツセンター</u> <u>別表第2に規定する額</u></p> <p>(2) <u>取手市立藤代スポーツセンター</u> <u>別表第3に規定する額</u></p> <p>(3) <u>取手市立高須体育館</u> <u>別表第4に規定する額</u></p> <p>2 利用者のうち、<u>別表第5に規定する附属設備</u>(以下「附属設備」という。)を利</p>	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)	取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート 多目的グラウンド <u>クレー広場</u> <u>ピクニック広場</u>	取手市立高須体育館	(略)	<p>(施設)</p> <p>第4条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取手市立取手グリーンスポーツセンター</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取手市立藤代スポーツセンター</td> <td>総合体育館 野球場 テニスコート 多目的グラウンド</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取手市立高須体育館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>別表第2に規定する額</u>の使用料(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。</p> <p>2 利用者のうち、<u>別表第3に規定する附属設備</u>(以下「附属設備」という。)を利</p>	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)	取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート 多目的グラウンド	取手市立高須体育館	(略)
名称	施設																
取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)																
取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート 多目的グラウンド <u>クレー広場</u> <u>ピクニック広場</u>																
取手市立高須体育館	(略)																
名称	施設																
取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)																
取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート 多目的グラウンド																
取手市立高須体育館	(略)																

用した者は、同表に規定する使用料(以下「附属設備使用料」という。)を実際に利用した時間に応じて直ちに納付しなければならない。この場合において、1時間に満たない附属設備の利用は、1時間の利用とみなす。

(指定管理者による管理)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条中「取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条まで、第13条、第14条、別表第2備考第3号及び第8号、別表第3第1号備考第6号並びに同表第2号備考第3号及び第6号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4及び5 (略)

(利用料金)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定する料金(以下「利用料金」という。)は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(1) 施設利用料金 別表第2から別表第5までに規定する額

(2) (略)

4及び5 (略)

用した者は、同表に規定する使用料(以下「附属設備使用料」という。)を実際に利用した時間に応じて直ちに納付しなければならない。この場合において、1時間に満たない附属設備の利用は、1時間の利用とみなす。

(指定管理者による管理)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条中「取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条まで、第13条、第14条、別表第2取手グリーンスポーツセンターの表備考第3号及び第8号、藤代スポーツセンターの表第1号備考第7号、同表第3号備考第6号並びに同表第4号備考第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4及び5 (略)

(利用料金)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定する料金(以下「利用料金」という。)は次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(1) 施設利用料金 別表第2及び別表第3に掲げる額

(2) (略)

4及び5 (略)

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

取手市立取手グリーンスポーツセンター

施設	利用日	利用時間
総合体育館	毎週月曜日（祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日。ただし、遊水プールの利用日に当たる日は、利用できないものとする。	午前9時から午後9時まで
遊水プール	7月1日から同月20日までの土曜日、日曜日及び祝日並びに7月21日から8月31日までの毎日（8月第2・第4月曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで。ただし、団体利用の場合であつて、特に適当と認めるときは、午前9時から午後9時までとする。
健康相談室	日曜日のみ	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
アスレチック	総合体育館に同じ	午前9時から午後5時まで

取手市立藤代スポーツセンター

施設	利用日	利用時間
総合体育館 野球場	毎週月曜日（祝日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後9時まで
テニスコート	総合体育館に同じ	午前9時から午後5時まで。ただし、6月から8月までの期間は、午前9時から午後7時まで
多目的グラウンド	毎週月曜日（祝日に当たるときは、その翌日）及び12月1日から翌年3月31日までの日を除く毎日	午前9時から午後5時まで。ただし、6月から8月までの期間は、午前9時から午後7時まで
クレー広場 ピクニック広場	総合体育館に同じ。ただし、団体利用の場合にあつては、総合体育館の利用日から土曜日、日曜日及び祝日を除いた日	午前9時から午後5時まで

取手市立高須体育館

施設	利用日	利用時間
体育館	藤代スポーツセンター総合体育館 と同じ	午前9時から午後9時まで
グラウンド	藤代スポーツセンター総合体育館 と同じ	午前9時から午後5時まで

別表第2（第9条，第20条関係）

取手市立取手グリーンスポーツセンター

（単位：円）

施設の名称	アマチュアスポーツに利用する場合												営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外に利用する場合								個人使用料
	団体使用料												団体使用料								
	入場料を徴収しない場合								入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合				
	高校生以下				一般				9～12時	12～15時	15～18時	18～21時	9～12時	12～15時	15～18時	18～21時	9～12時	12～15時	15～18時	18～21時	
第1体育室	4,800	4,800	4,800	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000	12,000	12,000	12,000	12,000	14,400	14,400	14,400	14,400	43,200	43,200	43,200	43,200	各時間帯ごとに 一般 360 小学生及び中学生 120
第2体育室	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
柔道場	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
剣道場	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
弓道場	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
研修室A	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	各時間帯ごとにアマチュアスポーツに利用する場合の入場料を徴収しない一般団体使用料に同じ
研修室B	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
会議室	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
もくせいの間	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
つつじの間	1,480	1,480	1,480	1,480	1,800	1,800	1,800	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	4,440	4,440	4,440	4,440	13,320	13,320	13,320	13,320	
室内プール （団体貸切り）	14,400	14,400	14,400	14,400	16,640	16,640	16,640	16,640	33,280	33,280	33,280	33,280	43,200	43,200	43,200	43,200	129,600	129,600	129,600	129,600	一般 380 小学生，中学生及び65歳以上の者 120
室内プール （団体1レーン）	1,800	1,800	1,800	1,800	2,080	2,080	2,080	2,080	4,160	4,160	4,160	4,160	5,400	5,400	5,400	5,400	16,200	16,200	16,200	16,200	
トレーニング グループム																					1回 380 1か月定期券 3,800
遊水プール	14,400	14,400	14,400	14,400	16,640	16,640	16,640	16,640	33,280	33,280	33,280	33,280	43,200	43,200	43,200	43,200	129,600	129,600	129,600	129,600	一般 540 小学生及び中学生 210
コインロッカー																					50

備考

- （1）市民（市内に在住し，在学し，又は在勤する者をいう。）及び我孫子市民以外の利用者の施設使用料は，5割増しの額とする。ただし，コインロッカー使用料を除く。
- （2）利用時間がこの表の区分時間に満たない場合は，時間割計算は行わない。
- （3）第2体育室に係る団体利用は，体育大会その他特段の事情があり，教育委員会が特に必要と認める場合に限るものとする。
- （4）第1体育室の床面積の3分の1，2分の1又は3分の2を使用する場合の施設使用料は，当該区分の額に3分の1，2分の1又は3分の2を乗じて得た額とする。
- （5）施設使用料の額の計算において，10円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てる。
- （6）この表において「入場料を徴収する場合」とは，入場料その他会員券，整理券及びこれらに類する券の対価としての料金を徴収する場合をいう。
- （7）利用時間には，準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- （8）利用者は，施設の個人使用料の支払に限り，教育委員会の発行するカードを使用することができる。この場合において，カードは1,000円，2,000円，3,000円，5,000円の4種類とし，それぞれの1割増しの額まで支払うことができる。
- （9）この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい，「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。
- （10）未就学児にあつては，個人利用に限り，無料とする。ただし，コインロッカー使用料を除く。

別表第3（第9条，第20条関係）

取手市立藤代スポーツセンター

（1）総合体育館

（単位：円）

施設の名称	利用区分		団体使用料				個人使用料		
			利用時間帯	9～12時	12～15時	15～18時		18～21時	
アリーナ	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	1/4面	660	660	740	900	各時間帯ごとに 一般 300 小学生及び中学生 140 未就学児 無料	
			1/2面	1,320	1,320	1,480	1,800		
			全面	2,640	2,640	2,960	3,600		
	営利・宣伝を目的とし ないアマチュアスポー ツ以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	全面	5,280	5,280	5,920	7,200		
			入場料を徴収しない場合	全面	7,920	7,920	8,880		10,800
				全面	15,840	15,840	17,760		21,600
レクリエーション 室	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合		3,000	3,000	3,000	3,000	各時間帯ごとに 一般 300 小学生及び中学生 140 未就学児 無料	
会議室	入場料を徴収しない場合			680	680	680	680		
	入場料を徴収する場合			1,360	1,360	1,360	1,360		

備考

- （1）市民（市内に在住し，在学し，又は在勤する者をいう。）及び我孫子市民以外の利用者の施設使用料は，5割増しの額とする。
- （2）利用時間がこの表の区分時間に満たない場合は，時間割計算は行わない。
- （3）アリーナについては，次に掲げる時間帯の2分の1面は個人利用とし，団体利用は認めない。ただし，大会等に使用する場合にあっては，この限りでない。
  - ア 月曜日から金曜日までの午後6時から午後9時まで
  - イ 土曜日，日曜日及び祝日の午前9時から午後9時まで
- （4）この表において「入場料を徴収する場合」とは，入場料その他会員券，整理券及びこれらに類する券の対価としての料金を徴収する場合をいう。
- （5）利用時間には，準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- （6）利用者は，施設の個人使用料の支払に限り，教育委員会の発行するカードを使用することができる。この場合において，カードは1,000円，2,000円，3,000円，5,000円の4種類とし，それぞれの1割増しの額まで支払うことができる。
- （7）この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい，「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。

## (2) 屋外施設

(単位：円)

施設の名称	利用区分		団体使用料						個人使用料
		利用時間帯	9～11時	11～13時	13～15時	15～17時	17～19時	19～21時	
野球場	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		入場料を徴収する場合	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
テニスコート	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合							1面1時間につき480
		入場料を徴収する場合							1面1時間につき960
多目的グラウンド	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	各時間帯ごとに 一般 140 小学生及び中学生 60 未就学児 無料
		入場料を徴収する場合	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
	営利・宣伝を目的とし ないアマチュアスポー ツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
		入場料を徴収する場合	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
クレー広場	アマチュアスポーツに 利用する場合	全面	480	480	480	480			
		半面	240	240	240	240			
ピクニック広場	アマチュアスポーツに 利用する場合	A面	480	480	480	480			
		B面	480	480	480	480			

## 備考

- (1) 市民（市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。）及び我孫子市民以外の利用者の施設使用料は、5割増しの額とする。
- (2) 利用時間がこの表の区分時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- (3) テニスコートの予約は、1日の利用につき4時間までとする。ただし、教育委員会が管理運営上特に支障がないと認める場合にあっては、この限りでない。
- (4) この表において「入場料を徴収する場合」とは、入場料その他会員券、整理券及びこれらに類する券の対価としての料金を徴収する場合をいう。
- (5) 利用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- (6) 利用者は、施設の個人使用料の支払に限り、教育委員会の発行するカードを使用することができる。この場合において、カードは1,000円、2,000円、3,000円、5,000円の4種類とし、それぞれの1割増しの額まで支払うことができる。
- (7) この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい、「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。



別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第9条，第20条関係）

取手市立高須体育館

（単位：円）

施設の名称	団体使用料					
	9～11時	11～13時	13～15時	15～17時	17～19時	19～21時
体育館	340	340	340	340	340	340
グラウンド	無料					

備考

- （1）市民（市内に在住し，在学し，又は在勤する者をいう。）及び我孫子市民以外の利用者の施設使用料は，5割増しの額とする。
- （2）利用時間がこの表の区分時間に満たない場合は，時間割計算は行わない。
- （3）利用時間には，準備及び原状回復の時間を含むものとする。

別表第5（第9条，第20条関係）

取手市立取手グリーンスポーツセンター

（単位：円）

施設の名称	附属設備の内容	1時間当たりの附属設備使用料
第1体育室	冷房設備	3,000
	暖房設備	3,100
第2体育室	冷房設備及び暖房設備	600
柔道場	冷房設備及び暖房設備	300
剣道場	冷房設備及び暖房設備	300

備考 第1体育室及び第2体育室の附属設備を個人利用した場合の附属設備使用料は，徴収しない。

取手市立藤代スポーツセンター

（単位：円）

施設の名称	附属設備の内容	1時間当たりの附属設備使用料
野球場	夜間照明	2,000

備考 野球場の夜間照明の利用期間及び利用時間は，4月1日から11月30日までの期間の午後6時から午後9時までとする。ただし，期間外又は時間外であっても，日没時間及び天候状況を勘案し，利用を認めることは妨げない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。